

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○宮城県工業動態統計調査の実施	（統計課）	一
○救急業務協力申出の撤回の届出	（医療政策課）	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	二
○建設業の営業の停止（二件）	（事業管理課）	三
○土地取用法に基づく事業の認定（二件）	（用地課）	四
○海岸保全区域の変更	（河川課）	七
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（防災砂防課）	八
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	一〇
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	（都市計画課）	一〇
○証紙売りさばき人の指定	（会計課）	一〇
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（仙台地方振興事務所）	一〇
○定期監査の結果の公表		一一
○行政監査の結果の公表		一五

告 示

○宮城県告示第百三十三号
統計調査条例（平成四年宮城県条例第十五号。以下「条例」という。）第二条第二項に規定する県
基幹統計調査として、宮城県工業動態統計調査を次のとおり実施する。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

一 調査目的
県内の工業生産の動態を明らかにするため、鉱工業生産指数作成の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査範囲

1 別表第一に掲げる品目を生産する事業所のうち、別に定める「宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領」で選定した事業所（以下「対象事業所」という。）

2 別表第二に掲げる品目の生産動態を毎月集計する機関のうち、別に定める「宮城県工業動態統計調査対象事業所・機関選定要領」で選定した機関（以下「対象機関」という。）

三 調査期日

平成三十一年三月から、毎月末日現在において行う。

四 調査事項

1 別表第一に掲げる品目

(一) 事業所名

(二) 事業所所在地

(三) 生産品目

(四) 生産量又は生産金額

(五) 出荷量（水産缶詰を除く。）

(六) 月末在庫量（鋼船を除く。）

2 別表第二に掲げる品目

(一) 生産量又は生産金額

(二) 出荷量

(三) 月末在庫量

五 調査方法

1 対象事業所の調査

条例第五条第一項に規定する統計調査員又は郵送により対象事業所に配布し、当該対象事業所の管理責任者が自計申告する方法により行う。

2 対象機関の調査

宮城県震災復興・企画部統計課職員が調査事項を聴取する方法により行う。

六 調査票の提出

1 提出先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部統計課

- 2 提出部数 一部
- 3 提出期限 調査期日の翌月十五日

七 公表
宮城県鉱工業生産指数として公表する。

別表第一

業 種	品 目	品目数
生産用機械工業	半導体製造装置の部分品	1
業務用機械工業	理化学機械器具、測量機器	2
情報通信機械工業	火災・防犯警報装置、記憶装置の部分品	2
電子部品・デバイス工業	プリント配線板、磁気ヘッド	2
輸送機械工業	鋼船	1
窯業・土石製品工業	液晶硝子基板	1
化学、石油・石炭製品工業	農業	1
食料品工業	肉製品、ヨーグルト、水産缶詰、海藻加工品、水産練製品、冷凍水産物、冷凍水産食品、その他の水産食料品、生菓子、米菓、清涼飲料、コーヒール、発泡酒、第三のビール、配合飼料	16
印刷業	平版印刷（オフセット印刷）	1
木材・木製品工業	合板、建築用木製組立材料	2
その他製品工業	ユニット住宅	1

別表第二

業 種	品 目	品目数
窯業・土石製品工業	生コンクリート	1
化学、石油・石炭製品工業	医薬品	1

食料品工業	7	チーズ、牛乳、みそ、しょう油、精米、冷凍調理食品、清酒
木材・木製品工業	1	一般製材

○宮城県告示第百三十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した次の救急医療機関の開設者から、平成三十一年二月十五日をもって、救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五ー二

○宮城県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県松島町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡松島町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第百三十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成三十一年二月十五日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社米倉設備工業 米倉 璋至	主たる営業所の所在地 宮城県栗原市築館字久伝十六番地の一	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 特一二十九 第五千九百十四号
---------------------------------------	---------------------------------	---

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業及び管工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間

平成三十一年三月一日から平成三十一年六月二十八日までの百二十日間
四 処分の原因となった事実

株式会社米倉設備工業の元取締役は、平成二十九年九月及び同年十一月に栗原市の元職員に賄賂を供与し、栗原市発注工事の設計価格の教示を受け、同年十月四日及び平成三十年二月七日に執行された制限付一般競争入札において、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為を行った。これにより平成三十年十一月十三日に仙台地方裁判所から公契約関係競争入札妨害(刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の六第一項違反)及び贈賄(刑法第百九十八条違反)の罪により懲役二年(執行猶予四年)の判決を受け、同年十一月二十八日にその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第百三十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成三十一年二月十五日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 丸安建設株式会社 白鳥 美喜	主たる営業所の所在地 宮城県栗原市築館源光十三番三十一号	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 特一二十九 第七千七百五十五号
-------------------------------------	---------------------------------	--

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間

平成三十一年三月一日から平成三十二年二月二十九日までの一年間

四 処分の原因となった事実

丸安建設株式会社の元代表取締役は、平成三十年二月七日に執行された栗原市発注工事の制限付一般競争入札において、偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為を行った。これにより平成三十年十一月二十一日に仙台地方裁判所から公契約関係競争入札妨害(刑法(明治四十年法律第四十

五号)第九十六条の六第一項違反)により懲役一年(執行猶予三年)の判決を受け、同年十二月六日にその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第百三十八号

土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 名取市

二 事業の種類 市道広浦北釜線新設工事(宮城県名取市下増田字北原西地内から同市下増田字台林地内まで)

三 起業地

1 取用の部分 宮城県名取市下増田字広浦、字北原西、字南原、字北原東、字台林及び字屋敷並

びに杉ヶ袋字金洗地内

2 使用の部分 宮城県名取市下増田字広浦、字北原西、字南原、字北原東、字台林及び字屋敷並

びに杉ヶ袋字金洗地内

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 申請に係る事業は、宮城県名取市下増田字広浦地内から同市下増田字屋敷地内までの延長四、〇二キロメートルの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「市道広浦北釜線新設工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 市道広浦北釜線(以下「本路線」という。)は、道路法第八条の規定に基づき名取市長が市道に認定した路線であり、同法第十六条の規定により名取市が道路管理者であることから、起業者である名取市は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は、宮城県名取市下増田字広浦地内を起点とし、同市下増田字屋敷地内を終点とする延長四、〇二キロメートルの路線である。

本路線が通過する宮城県名取市下増田地区は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものである。本路線は津波等の災害時に市西部の安全な市街地に避難するための数少ない路線であるが、本件区間に対応する市道下十七木引線、市道下十北釜線及び市道下三北釜一号线(以下これらを「現道」という。)は、名取市市道の構造の技術的基準等を定める条例(平成二十四年名取市条例第三十一号。以下「名取市条例」という。)に定める車線幅員等を満たさない区間が存在するとともに、歩道が設置されていない区間が多数存在するなど、津波等の災害時の円滑な避難に支障を来す状況にあるとともに、幹線道路としての機能も十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、津波等の災害時に安全に避難ができるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保にも寄与することが認められる。また、本件事業は平成二十九年五月に策定された名取市復興整備計画及び平成二十九年三月に策定された名取市震災復興計画に位置付けられているものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成二十九年七月及び十月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

(二) 本件事業の施行により失われる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

上記の環境影響調査等によると、動物については、本件区間付近において環境調査等が実施された文献調査により、絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)における国内希少野生動物種であるオオタカ、ハヤブサ等が確認されているが、専門家から大型動物は事業実施時に回避できること、大型動物に比べ移動能力の低い動物種においては、生活環境を著しく改変する事業ではないことから、特段の支障はないとの所見を得ており、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。植物については、本件事業の施行区域及びその周辺の土地において、宮城県の絶滅のおそれのある野生動物植物に準絶滅危惧として掲載されているアイアシが確認されているが、本件事業が及ぼす影響の程度を予測

したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されること、本件事業において河川や運河の変更は行わないことから影響は小さい又はないとされている。加えて、起業者は、今後工事による変更箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が一箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会との協議の結果、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、津波等の災害時に安全に避難させることを主な目的として、名取市条例による第三種第二級の規格に基づく二車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、名取市条例等に定める規格に適合していると認められる。また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より延長を短縮する案及び申請案の東側を通過する案について検討が行われている。

申請案と他の二案とを比較すると、申請案は、用地取得面積は多いが宅地取得必要面積は少ないため土地利用に与える影響が小さいこと、周辺道路の通行車両への影響が少なく施工性に優れること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3 (一)で述べたように、現道は津波からの避難に支障を来す状況にあるなど、安全に避難できる道路を確保する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。ま

た、取用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とされていることから、取用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用し、又は使用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

名取市役所（震災復興部復興調整課）

○宮城県告示第百三十九号

土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 名取市

二 事業の種類 市道開上南北線新設工事（宮城県名取市開上字五十刈地内から同市小塚原字新鍋島

地内まで）

三 起業地

1 取用の部分 宮城県名取市開上字五十刈及び字東場並びに小塚原字東土手外、字汐朽、字鍋島、

字新鍋島及び字下田地内

2 使用の部分 宮城県名取市開上字五十刈及び字東場並びに小塚原字東土手外、字汐朽、字鍋島、

字新鍋島及び字下田地内

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 申請に係る事業は、宮城県名取市開上字五十刈地内から同市杉ヶ袋字寺野地内までの延長二、五五キロメートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「市道開上南北線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 市道開上南北線（以下「本路線」という。）は、道路法第八条の規定に基づき名

取市長が市道に認定した路線であり、同法第十六条の規定により名取市が道路管理

3 第三号要件

者であることなどから、起業者である名取市は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は、宮城県名取市閑上字五十刈地内を起点とし、同市杉ヶ袋字寺野地内を終点とする延長二、五五キロメートルの路線である。

本路線が通過する宮城県名取市閑上地区は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものである。本路線は津波等の災害時に市西部の安全な市街地に避難するための数少ない路線であるが、本件区間に対応する市道閑七十六鍋島鱒子線及び市道閑八十五小塚原中央線並びに農道の閑六十四号線、閑七十一号線、閑百四十九号線及び下百五十八号線（以下これらを「現道」という。）は、名取市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年名取市条例第三十一号。以下「名取市条例」という。）に定める車線幅員等を満たさない区間が存在するとともに、歩道が設置されていない区間が多数存在するなど、津波等の災害時の円滑な避難に支障を来す状況にあるとともに、幹線道路としての機能も十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、津波等の災害時に安全に避難ができるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保にも寄与することが認められる。また、本件事業は平成二十九年五月に策定された名取市復興整備計画及び平成二十九年三月に策定された名取市震災復興計画に位置付けられているものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成二十九年七月及び十月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

上記の環境影響調査等によると、動物については、本件区間付近において環境調査等が実施された文献調査により、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）における国内希少野生動物種であるオオタカ、ハヤブサ等が確認されているが、専門家から大型動物は事業実施時に回避できること、大型動物に比べ移動能力の低い動物

種においては、生活環境を著しく変更する事業ではないことから、特段の支障はないとの所見を得ており、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。植物については、本件事業の施行区域及びその周辺の土地において、宮城県の絶滅のおそれのある野生動物植物に準絶滅危惧として掲載されているアイアシが確認されているが、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されること、本件事業において河川や運河の変更は行わないことから影響は小さい又はないとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、津波等の災害時に安全に避難させることを主な目的として、名取市条例による第三種第二級の規格に基づく二車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、名取市条例等に定める規格に適合していると認められる。また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、墓地公園西側を迂回する案及び申請案の西側を通過する案について検討が行われている。

申請案と他の二案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が最も少ないこと、土工量が少なく施工性に優れること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるときに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3 (一)で述べたように、現道は津波からの避難に支障を来す状況にあるなど、安全に避難できる道路を確保する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

小倉	宝領の1	大沢	白山	室の沢	北沢畑	小迫宿沢	要害沢	1 嶋林日向沢	嶋林大谷地	北沢大又沢	北沢一本松	法師測沢	嶋林小山下	嶋林田中前	川口宝領沢	川口小倉沢	沢川鍛冶屋	下大土沢2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
栗原市一迫字川口小倉、字川口北山(次の図のとおり)	栗原市一迫字川口山岸、字川口山館(次の図のとおり)	栗原市一迫北沢大沢(次の図のとおり)	栗原市一迫北沢白山(次の図のとおり)	栗原市一迫北沢室の沢(次の図のとおり)	栗原市一迫北沢畑(次の図のとおり)	栗原市金成小迫花館、宿(次の図のとおり)	栗原市瀬峰富要害、薬師堂前、要害前(次の図のとおり)	栗原市一迫字嶋林清水畑、字嶋林金生(次の図のとおり)	栗原市一迫字嶋林大谷地、字嶋林長沢(次の図のとおり)	栗原市一迫北沢大又、北沢上大又(次の図のとおり)	栗原市一迫北沢西田、北沢青符(次の図のとおり)	栗原市一迫字嶋林寺東、字嶋林大町、栗原市一迫真坂字法師測、字山ノ上(次の図のとおり)	栗原市一迫字嶋林門出、字嶋林小山下(次の図のとおり)	栗原市一迫字嶋林山畑、字嶋林寺下、字嶋林日照、字嶋林門出(次の図のとおり)	栗原市一迫字川口山館、字川口川北、字川口江岩、字川口宝領、字川口箱湖(次の図のとおり)	栗原市一迫字川口北山、字川口小倉(次の図のとおり)	栗原市一迫字川口打越、字川口内山、字川口鍛冶屋(次の図のとおり)	栗原市一迫字青木、字下大土(次の図のとおり)

小深沢の2	小深沢の1	山根の1	蔵本沢	堂場沢	山根の5	山根の4	山根の3	後山の2	山ノ神の1	長根沢の3	長根沢の2	6 大久保沢の1	6 大久保沢の2	3 大久保沢の3	2 大久保沢の2	小古	一本杉の3	一本杉の2	一本杉の1	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
栗原市瀬峰小深沢(次の図のとおり)	栗原市瀬峰小深沢(次の図のとおり)	栗原市金成津久毛岩崎山根(次の図のとおり)	栗原市金成長根沢、館下(次の図のとおり)	栗原市金成長根沢(次の図のとおり)	栗原市金成長根沢(次の図のとおり)	栗原市金成長根沢(次の図のとおり)	栗原市金成長根沢(次の図のとおり)	栗原市金成長根沢(次の図のとおり)	栗原市金成長根沢(次の図のとおり)	栗原市一迫字一本杉、字沢田(次の図のとおり)	栗原市一迫字一本杉、字沢田(次の図のとおり)	栗原市一迫字沢田(次の図のとおり)								

小深沢1-1	急傾斜地の崩壊	栗原市瀬峰小深沢（次の図のとおり）
小深沢1-2	急傾斜地の崩壊	栗原市瀬峰小深沢（次の図のとおり）
蓬田	急傾斜地の崩壊	栗原市志波姫南郷蓬田（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
大川口横沢	土石流	栗原市一迫字大川口横沢、字大川口松西風（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所
大川口猿田	土石流	栗原市一迫字大川口赤坂、字大川口猿田（次の図のとおり）	
清水田崎沢	土石流	栗原市一迫真坂字清水上野前、字清水小畑前（次の図のとおり）	
山崎沢	土石流	栗原市一迫字山崎（次の図のとおり）	
大栗沢	土石流	栗原市一迫字山沢（次の図のとおり）	
嶋鉢小山下	土石流	栗原市一迫字嶋鉢田中前、字嶋鉢小山下、字嶋鉢門出、字嶋鉢川前（次の図のとおり）	
嶋鉢日向沢	土石流	栗原市一迫字嶋鉢清水畑、字嶋鉢金生（次の図のとおり）	
町田沢	土石流	栗原市瀬峰町田、町田前（次の図のとおり）	
柴ノ脇沢	土石流	栗原市瀬峰柴ノ脇、上藤（次の図のとおり）	

花館	土石流	栗原市金成小追花館、宿（次の図のとおり）
翁沢	土石流	栗原市金成翁沢（次の図のとおり）
下田	急傾斜地の崩壊	栗原市瀬峰下田（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第百四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九條第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称	事務所所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
利府町新中道土地区画整理組合	宮城県利府町加瀬字新河原四十二番地	平成二十六年三月二十日	平成三十一年二月十八日

○宮城県告示第百四十四号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五條第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事	村 井 嘉 浩
-------	---------

売りさばき人	代表者	売りさばき場所	指定年月日
株式会社赤門自動車学校	代表取締役 國分 活妙	仙台市青葉区川内川前丁六一番地	平成三十一年二月十九日

○宮城県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富谷北部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十一年二月二十六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山本雅伸

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十一年二月三十一日	北目善一郎	富谷市富谷新町十五番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年十二月二十五日	内海俊英	富谷市ひより台二丁目二十八番地七	監事

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成31年 2月26日

宮城県監査委員 中 島 源 陽
 宮城県監査委員 す べ う 哲
 宮城県監査委員 石 森 建 二
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関

監査実施日

○総務部

地方機関

公務研修所

12月5日

大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む。）

10月26日

仙台南県税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む。）

12月19日

塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む。）

11月16日

北部県税事務所（選挙管理委員会北部地方支局を含む。）

11月13日

北部県税事務所栗原地域事務所

11月13日

東部県税事務所（選挙管理委員会東部地方支局を含む。）

11月1日

東部県税事務所登米地域事務所

11月1日

気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む。）

10月31日

消防学校

11月27日

○震災復興・企画部

地方機関

東京事務所

11月8日

○環境生活部

地方機関

保健環境センター

11月16日

動物愛護センター

9月4日

○保健福祉部

地方機関

仙南保健福祉事務所

11月29日

仙台保健福祉事務所

12月21日

北部保健福祉事務所

12月18日

北部保健福祉事務所栗原地域事務所

10月30日

東部保健福祉事務所

11月7日

東部保健福祉事務所登米地域事務所

11月28日

中央児童相談所

11月22日

北部児童相談所

9月12日

女性相談センター

12月25日

リハビリテーション支援センター

11月15日

精神保健福祉センター

11月13日

○経済商工観光部

地方機関

大河原地方振興事務所

12月20日

北部地方振興事務所栗原地域事務所	11月20日	多賀城跡調査研究所	11月6日
東部地方振興事務所登米地域事務所	11月28日	東北歴史博物館	11月6日
産業技術総合センター	11月2日	白石高等学校	11月22日
松島公園管理事務所	9月7日	石巻高等学校	11月1日
○農林水産部		古川高等学校	12月25日
地方機関		築館高等学校	11月6日
農業大学校	12月4日	気仙沼高等学校	10月30日
農業・園芸総合研究所	11月15日	宮城第一高等学校	11月13日
古川農業試験場	10月19日	仙台二華高等学校	10月23日
仙台家畜保健衛生所	11月13日	仙台二華中学校	10月23日
畜産試験場	10月23日	岩出山高等学校	12月27日
王城寺原補償工事事務所	10月24日	登米高等学校	12月28日
林業技術総合センター	11月2日	志津川高等学校	12月17日
水産技術総合センター	11月7日	中新田高等学校	12月28日
○土木部		多賀城高等学校	9月7日
地方機関		宮城広瀬高等学校	10月25日
大河原土木事務所	12月20日	利府高等学校	9月4日
北部土木事務所栗原地域事務所	11月20日	気仙沼西高等学校	11月2日
東部土木事務所登米地域事務所	11月14日	迫桜高等学校	9月27日
中南部下水道事務所	11月6日	田尻さくら高等学校	9月12日
東部下水道事務所	9月14日	農業高等学校	11月29日
仙台地方ダム総合事務所	10月25日	加美農業高等学校	10月24日
大崎地方ダム総合事務所	12月3日	小牛田農林高等学校	12月18日
栗原地方ダム総合事務所	12月13日	本吉響高等学校	12月3日
○教育庁		工業高等学校	11月16日
地方機関		古川工業高等学校	12月26日
大河原教育事務所	12月11日	拓桃支援学校	12月12日
仙台教育事務所	12月25日	名取支援学校	12月3日
総合教育センター	11月22日	利府支援学校	12月12日
美術館	10月23日	○警察本部	
蔵王自然の家	11月26日	地方機関	

報 告 書 公 報 城 報

<p>仙台南警察署 塩釜警察署 石巻警察署 登米警察署 古川警察署 鳴子警察署 白石警察署</p> <p>12月19日 11月16日 10月30日 11月14日 10月19日 10月23日 12月20日</p>	<p>過年度分 206,010,506円 合 計 355,745,606円</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 109,937,942円 過年度分 234,400,200円 合 計 344,338,142円</p> <p>(3) 塩釜県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成29年度収入未済額</p> <p>現年度分 90,952,872円 過年度分 141,646,604円 合 計 232,599,476円</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 103,792,378円 過年度分 156,863,296円 合 計 260,655,674円</p> <p>(4) 塩釜県税事務所</p> <p>事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>イ 法人事業税及び不動産取得税の課税免除において、決裁を受けずに処理をしたもの。</p> <p>・件数 6件 ・税額 21,167,000円</p> <p>ロ 法人事業税の課税免除において、事務を懈怠した結果、還付加算金が発生し県に損害を与えたもの。</p> <p>・件数 3件 ・税額 7,505,800円 ・還付加算金額 164,400円</p> <p>(5) 北部県税事務所</p>
<p>2 監査結果</p> <p>平成29年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 大河原県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成29年度収入未済額</p> <p>現年度分 82,688,093円 過年度分 228,044,804円 合 計 310,732,897円</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 91,817,669円 過年度分 256,604,362円 合 計 348,422,031円</p> <p>(2) 仙台南県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成29年度収入未済額</p> <p>現年度分 149,735,100円</p>	

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 96,302,860円

過年度分 197,283,670円

合 計 293,586,530円

・平成28年度収入未済額

現年度分 95,454,651円

過年度分 279,893,039円

合 計 375,347,690円

(6) 北部県税事務所栗原地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 24,685,047円

過年度分 57,053,678円

合 計 81,738,725円

・平成28年度収入未済額

現年度分 25,879,901円

過年度分 49,638,876円

合 計 75,518,777円

(7) 東部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 136,412,234円

過年度分 194,911,993円

合 計 331,324,227円

・平成28年度収入未済額

現年度分 110,993,100円

過年度分 235,573,641円

合 計 346,566,741円

(8) 東部県税事務所登米地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 51,287,625円

過年度分 95,717,791円

合 計 147,005,416円

・平成28年度収入未済額

現年度分 46,084,591円

過年度分 94,905,128円

合 計 140,989,719円

(9) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 43,609,614円

過年度分 94,101,920円

合 計 137,711,534円

・平成28年度収入未済額

現年度分 34,712,226円

過年度分 99,762,556円

合 計 134,474,782円

(10) 仙南保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度収入未済額 現年度分 8,725,211円 過年度分 27,906,060円 合 計 36,631,271円 ・平成28年度収入未済額 現年度分 4,005,914円 過年度分 25,541,362円 合 計 29,547,276円 <p>(11) 仙台保健福祉事務所</p> <p>生活保護扶助費返還金及び母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 生活保護扶助費返還金 ・平成29年度収入未済額 現年度分 21,495,303円 過年度分 56,044,351円 合 計 77,539,654円 ・平成28年度収入未済額 現年度分 9,573,144円 過年度分 51,876,701円 合 計 61,449,845円 <p>ロ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度収入未済額 現年度分 5,105,033円 過年度分 39,923,471円 合 計 45,028,504円 ・平成28年度収入未済額 現年度分 5,219,916円 過年度分 42,044,237円 合 計 47,264,153円 	<p>(12) 北部保健福祉事務所栗原地域事務所</p> <p>昨年度指摘した許可事務の申請書の放置等による許可証の交付遅延において、事務改善の徹底が認められたので、再発防止に向け対策を徹底されたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付遅延 1件 <p>(13) 精神保健福祉センター</p> <p>委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>検査検収を実施していないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務名 番号制度対応に関する精神保健管理業務システム改修業務 ・業務完了報告年月日 平成30年3月30日 <p>(14) 多賀城高等学校</p> <p>需用費において、二重払が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 82,080円 <p>(15) 多賀城高等学校</p> <p>事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 第4四半期分授業料について、口座引落が不要な保護者から引落をしたもの。 ・件数 146件 ・金額 4,336,200円 ロ 負担金(就学支援金)から授業料への支出(公金振替)の対象者を誤ったもの。 ・件数 4件 ・金額 118,800円 <p>○宮城県監査委員告示第5号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した「内部統制について」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。</p> <p>平成31年2月26日</p>
---	--

宮城県監査委員
宮城県監査委員
宮城県監査委員
陽 源 中 島
哲 建 森 じゅん
二 加 田 成
里